

資料編

1. 改定委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

| 区 分 | 氏 名 | 所属・職名 | 備 考 |
|------------|--------|----------------------|--------------|
| 学識経験者 | 川上 洋司 | 福井大学 名誉教授 | 委員長 |
| | 水嶋 伸宏 | 一般社団法人福井県建築士会 理事 | |
| | 金谷 知美 | 坂井市民生委員児童委員協議会連合会 会長 | |
| | 岩田 龍見 | 坂井市商工会 商業部会長 | |
| | 竹内 重成 | 花咲ふくい農業協同組合 営農部長 | |
| | 矢部 良智 | 京福バス株式会社 企画・営業グループ部長 | |
| 住民代表 | 倉橋 光一 | みくに地区まちづくり協議会 副会長 | |
| | 高嶋 信博 | 城のまちまちづくり協議会 さくら部会会長 | |
| | 矢部 秀樹 | 春江中部まちづくり協議会 会長 | |
| | 五十嵐 正博 | 東十郷まちづくり協議会 会長 | |
| 関係 行政機関 | 齊藤 誠一郎 | (県) 坂井警察署長 | 前任者 上田 重男 |
| | 小野田 利宏 | (県) 三国土木事務所長 | 前任者 竹内 一介 |
| | 桑野 功吉 | 嶺北消防組合消防本部消防長 | |

2. 策定経過

| 年 | 月 日 | 経 過 | 摘 要 |
|----------------|-------------------|-----------|--|
| 平成 30 年度 | 11月13日～ 11月30日 | アンケート調査 | ・坂井市在住の18歳以上の市民5,000人を無作為抽出にて実施 |
| | 2月14日 | 第1回改定委員会 | ・坂井市都市計画マスタープランの目的と役割 ・改定の背景とポイント ・主要課題の整理 |
| 令和 元 年度 | 7月10日 | 第2回改定委員会 | ・都市づくりの目標 ・都市づくりの方針（分野別構想） |
| | 12月4日 | 第3回改定委員会 | ・地域別構想 ・パブリックコメント案の確認 |
| | 12月12日 | 産業建設常任委員会 | ・中間報告 |
| | 12月20日 | 市議会全員協議会 | ・中間報告 |
| | 1月16日～ 1月30日 | パブリックコメント | ・坂井市都市計画マスタープラン（改定案） |
| | 2月6日 | 第4回改定委員会 | ・パブリックコメントの結果 ・最終確認 |
| | 2月20日 | 都市計画審議会 | ・坂井市都市計画マスタープランの改定について |
| | 3月13日 | 産業建設常任委員会 | ・報告 |
| | 3月25日 | 市議会全員協議会 | ・報告 |

3. 用語解説

【あ行】

| ページ | 用語 | 解説 |
|-----|--------------|---|
| 13 | ICT | Information and Communications Technology の略で、情報通信技術のこと |
| 28 | 空家情報バンク | 空家情報の提供を行い、空家の有効活用の促進および定住促進を図る事業 |
| 37 | アセットマネジメント | 道路や橋梁などの公共施設について、将来的な損傷・劣化等を予測・把握し、最も費用対効果の高い維持管理を行う考え方 |
| 69 | アーバンデザインセンター | 行政による都市計画や市民によるまちづくりの枠組みを超え、地域に根付いた各々の主体が連携し、都市デザインの専門家が客観的立場から携わる形のまちづくり組織や拠点のこと |
| 33 | 移動制約者 | 障害者や高齢者の他に、交通費の負担が困難な低所得者や、公共交通機関が皆無または不便な地域に住み、マイカーを利用できない人々を指す |
| 13 | インバウンド | 「外から中へ入る、内向きの」という意味で、外国から自国への観光客（日本では訪日外国人旅行者）のこと |
| 14 | インフラ | 道路や鉄道、上下水道、発電所・電力網、通信網、港湾、空港などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などのこと |
| 129 | NPO | Non-Profit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称 |

ページ：その用語が最初に出てくるページ

【か行】

| ページ | 用語 | 解説 |
|-----|----------------|--|
| 26 | 開発行為 | 都市計画法では、無秩序な開発を規制するために、宅地開発に対しては知事の許可が必要であるとする開発許可制度を定めており、開発許可の対象となる行為が「開発行為」である |
| 104 | 空闲地 | 利用されずに放置されている土地 |
| 8 | 空洞化 | 中央部が空虚になること。周辺部を残して中心部が欠落すること |
| 29 | 建築形態規制 | 敷地面積に対する建築物のボリュームや高さを制限し、調和のとれた市街地環境の形成を図ろうとするもの |
| 67 | 公会計管理台帳システム | 固定資産・公有財産を一元管理すると同時に、総務省地方公会計標準ソフトウェアの機能を補完するシステムとして、正確な財務書類の効率的な作成が可能となるもの |
| 8 | 公共交通空白地域 | 鉄道駅やバス停の利用圏域に含まれず、公共交通の利用が困難な地域 |
| 66 | 公共施設等総合管理計画 | 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画 |
| 67 | 公共施設マネジメントシステム | 施設の老朽化、厳しい財源状況、人口減少による需要の変化に対応するため、公共施設における PDCA サイクルを回すことを支援するシステム |
| 18 | 交流人口 | その地域に訪れる（交流する）人のことであり、その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、観光など、特に内容を問わないのが一般的 |
| 6 | コミュニティ | 人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団のこと |
| 6 | コンパクトシティ | 都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと |

ページ：その用語が最初に出てくるページ

【さ行】

| ページ | 用語 | 解説 |
|-----|--------------|--|
| 63 | 事前復興 | 災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すること |
| 129 | 指定管理者制度 | それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度 |
| 20 | 社会動態 | 転入・転出に伴う人口の動きのこと |
| 59 | 循環型都市 | 有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく都市のこと |
| 9 | スポンジ化 | 都市の内部で空地や空家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること |
| 14 | スマートグロース | 衣食住の都市機能をコンパクトにすることにより、インフラ整備等開発コストの効率化と開発による環境負荷の低減を可能にするという都市開発コンセプト |
| 16 | スローライフ | 生活様式に関する思想の一つであり、現代の効率を追求した競争社会に囚われず、ゆったりと自分の人生を楽しみ、生活の質を重視する考え方 |
| 2 | 整備開発および保全の方針 | 都道府県が広域的な観点から都市計画区域ごとの基本的な事項を定めるものであり、都市計画区域マスタープランともよばれる |

ページ：その用語が最初に出てくるページ

【た行】

| ページ | 用語 | 解説 |
|-----|-----------|---|
| 35 | 地域高規格道路 | 高規格幹線道路（高速道路：高速自動車国道および一般国道の自動車専用道路）を補完し、地域の自立発展や地域間の連携を支える「自動車専用道路またはこれと同等の規格を有する道路」として指定される道路 |
| 51 | 地域制緑地 | 一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地 |
| 28 | 地区計画 | 住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画 |
| 28 | 特定空家等 | 倒壊等著しく保安上危険となる恐れ、著しく衛生上有害となる恐れ、著しく景観を損なっている状態など、空家のうち、放置することが不適切な状態にある建物（その敷地を含む） |
| 26 | 特別用途地区 | 地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区 |
| 1 | 都市機能増進施設 | 医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもののこと |
| 1 | 都市計画 | 都市の将来あるべき姿を想定し、そのために必要な規制、誘導、整備を行い、都市を適正に発展させようとする方法や手段のこと |
| 2 | 都市計画区域 | 市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として整備し、開発し、保全する必要がある区域 |
| 1 | 都市計画法 | 都市の健全な発展等を目的とする法律 |
| 48 | 都市公園 | 都市公園法に定められた、国または地方自治体が設置した公園のこと |
| 1 | 都市再生特別措置法 | 急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化および都市の居住環境の向上を図るために制定された法律 |
| 6 | 土地区画整理 | 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ること |

ページ：その用語が最初に出てくるページ

【な行】

| ページ | 用語 | 解説 |
|-----|--------|--|
| 29 | 農振白地地域 | 農業振興地域内の農用地区域外の農地 |
| 9 | 農地転用 | 農地を農地以外のものにすることで、農地法に基づき、転用には都道府県知事等の許可が必要 |
| 29 | 農用地 | 農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域 |

ページ：その用語が最初に出てくるページ

【は行】

| ページ | 用語 | 解説 |
|-----|--------------|---|
| 64 | ハザードマップ | 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図 |
| 67 | P F I | Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法 |
| 139 | P D C A サイクル | Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、継続的に改善していく手法 |
| 67 | P P P | Public Private Partnership の略で、官と民がパートナーを組んで事業を行うという、新しい官民協力の形態 |
| 41 | 福祉有償運送 | NPO等が自家用自動車を使用して、身体障害者、要介護者の移送を行う、「自家用有償旅客運送」の一つ |
| 64 | 防災行政メール | 登録していただいた携帯電話やパソコンのメールアドレスに、防災をはじめとする暮らしの安全や安心に関する情報をメール配信するサービス |
| 49 | 墓園 | 主として墓地の設置の用に供することを目的として設置された都市公園を指す |
| 95 | ポケットパーク | 道路整備や交差点の改良などによって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園 |

【ま行】

| ページ | 用語 | 解説 |
|-----|---------|-----------------------|
| 1 | マスタープラン | 基本的な方針として位置づけられる計画のこと |

ページ：その用語が最初に出てくるページ

【や行】

| ページ | 用語 | 解説 |
|-----|------|---|
| 24 | 遊休地 | 住宅や農地や駐車場などのどのような用途でも使われておらず、有効活用されていない土地のこと |
| 7 | 用途地域 | 都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としており、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの |

【ら行】

| ページ | 用語 | 解説 |
|-----|------------|---|
| 67 | ライフサイクルコスト | 製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの |
| 1 | 立地適正化計画 | 居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版 |
| 75 | リノベーション | 中古住宅に対して、機能・価値の再生のための改修、その家での暮らし全体に対処した、包括的な改修を行うこと |
| 46 | 稜線 | 山の峰と峰を結んで続く線のこと |

【改定】坂井市都市計画マスタープラン

発行年月 令和2年（2020年）4月

編集・発行 坂井市建設部都市計画課

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地

TEL : 0776-50-3050 FAX : 0776-67-7522

E-mail keikaku@city.fukui-sakai.lg.jp

URL <https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/index.html>
